

埼玉県総合評価方式活用ガイドライン Ver. 20 より抜粋

コ 企業の社会的貢献度

コ（ア）企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修）

評価項目	評価基準 ^{*5}	配点 ^{*4}	得点 ^{*4}	確認方法 ^{P51}
(ア) 企業の社会的貢献の実績 (施設管理への協力活動・研修)	過去2年度間に施設管理への協力活動 ^{*1} の実績が2分類以上 ^{*2} ある。	1.5 [2.0]	/1.5 [/2.0]	①
	過去2年度間に施設管理への協力活動 ^{*1} の実績が1分類ある。	1.0 [1.5]		
	過去1年度間に「県が推進する施策に係る研修」 ^{*3} への参加実績がある。	0.5 [1.0]		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

* 1 施設管理への協力活動とは、県機関等の施設(※2参照)の管理に関して、次の①～⑤全てを満たすものをいう。

- ①施設管理者の了解（協定書、認定書等）を得た活動である。
- ②企業（入札参加者）単独又は企業（入札参加者）を含む団体の活動である。
- ③道路清掃、河川清掃、及び公園の植栽管理等を自発的、自主的に行った活動である。
- ④施設管理者が主催する活動への参加ではない。
- ⑤イベント等への参加ではない。

評価は、県機関等の施設管理者が企業（入札参加者）に対して交付した「施設管理への協力活動実績証明書」により評価する。

なお、企業に属する入札参加者でない営業所等が行った施設管理への協力活動も評価対象とする。国又は市町村が管理する施設における活動実績は評価対象としない。

* 2 県機関等の施設は、道路、河川、水路、水道、下水道、公園、学校、山林、その他の管理施設に分類される。これらの分類のうち、異なる2つ以上の分類において施設管理への協力活動の実績がある場合には、「2分類以上」として評価する。

* 3 該当する研修については、建設管理課のホームページで公表する。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-kenshu.html>)

* 4 [] 内の点数は、地域担手型に適用する。

* 5 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。